

令和6年 第3回定例会

総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和6年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和6年9月9日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	下町 純子	委員	藤田 明美
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西田 健		

欠席委員

委員 西岡 克之

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木 秀一 主 査 村田 潤哉

説明のため出席した者

総務部長 青田 浩二  
(情報政策課)

課 長 木須 紀彦  
(地域安全課)

課 長 山口 聡一朗  
課長補佐 荒木 啓二

課長補佐 田中 廣幸  
係 長 入口 健太郎

企画財政部長 村田 ゆかり  
(政策企画課)

企画財政部理事 荒木 隆

課 長 中村 元則  
係 長 山口 和樹  
(財政課)

課長補佐 松田 祐貴  
主 査 田中 優喜

課 長 北野 靖之

課長補佐 入江 彩子

住民福祉部長 宮崎 伸之  
(こども政策課)

住民福祉部理事 細田 愛二

課 長 村田 佳美  
課長補佐 石川 俊介  
主 査 馬場 俊輝

課長補佐 藤吉 有見  
係 長 濱崎 美雪

(住民環境課)  
係 長 松本 雄輔  
(福祉課)

課 長 川内 佳代子

課長補佐 和田 久美子

健康保険部長 山本昭彦  
(健康保険課)

課長 森本陽子  
係長 一瀬奈々

課長補佐 木澤奈津代

(介護保険課)

課長 峰修子  
課長補佐 森川寛子

参事 中村宰子

会計管理者 田中一之  
(会計)

係長 草野愛

本日の委員会に付した案件

議案第40号 長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例

議案第41号 長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第42号 長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第44号 令和6年度長与町一般会計補正予算(第3号)

開会 9時27分

閉会 12時04分

### ○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。本日、西岡議員より当面の間欠席ということで届け出が出ております。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和6年第3回長与町議会定例会におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第40号長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由を求めます。

北野課長。

### ○財政課長（北野靖之君）

皆さんおはようございます。よろしく申し上げます。それでは、議案第40号長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。本条例は、提案理由のとおり長与町図書館建設用地の先行取得および買い戻しが終了し、今後の土地先行取得の必要性等を踏まえ基金の額を減額するものでございます。具体的には、土地開発基金の現金を一部処分し、条例第2条に定めております基金の額を適正な額に減額するものでございます。内容としましては、第2条第1項で定めております基金の額を現行の8億7,600万円から4億8,000万円に改めるものでございます。なお附則につきましては、施行期日を令和6年10月1日から施行することとしております。また第2項では、この条例の施行の際、当該基金の額のうち改正後の基金の額を超える部分については、同条例第2条第2項および第3項の規定により積み立てられたものとする経過措置を設けております。それでは、改正理由につきまして説明をいたします。この基金の額につきましては、以前新図書館の建設に向けた用地の先行取得を目的としまして、平成27年第4回議会定例会におきまして、それまで基金の額として定められておりました4億7,600万円に4億円を追加し、現行の8億7,600万円に増額する改正案の議決を頂いた経緯がございます。しかしながら、昨年度の令和5年度にこの用地の移し替え、いわゆる買い戻しを終えておりまして、当時の増額改正した時の目的が達成されましたので、現行の基金設定額を減額し、適正な基金額に改めて改正するものでございます。今回の改正案であります4億8,000万円の根拠でございますけれども、現時点で基金をどのくらい残して設定すべきかの判断としまして、新図書館用地の先行取得をする前の基金額、前回増額改正する前の基金設定額が4億7,600万円でしたので、その時の額と同じくらいの額が妥当だということが根拠の一つでございます。また、改正後の4億8,000万円でございますが、現時点での内訳としまして、現金がおおよそ1億8,000万円、土地がおおよそ3億円となっております。もし今後土地の先行取得など必要になりました時に、現金としましては最低でもこれくらいの額は必要だと考えておりまして、今後の土地の買い戻しなどを総合的に判断しました結果、基金の設定額を4億8,000万円としたところでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今、ご説明は大体頂いたので、先ほどの4億8,000万円の根拠など分かったんですが、この今後の土地先行取得の必要性等を踏まえ減額とありますけれども、必要性というか、今現在はそういう土地の先行取得が必要と思われる事業といたしまししょうか、新規、そういう予定がないということによろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

土地の先行取得につきましては現在予定はございません。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この今回の4億8,000万円という、条例の2条で基金の額は幾らとするとこうありますけれども、根拠も伺いましたけれども、これはこれを常に下回らないようにしておく額ということによろしいんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

はい、おっしゃるとおり基金の設定額を4億8,000万円にしまして、それを下回らないようにしますけれども、先ほど言いました現金と土地の内訳というのは今後変更があってくるものと思います。従いまして、この現金の額、今内訳の中で1億8,000万円と言いましたけれども、その額がもし増えていった場合は、こういった条例改正と基金の処分というのは今後出てくるかと思っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。今回の改正案の経過措置というのがありますが、これは規定する額を超える部分は積み立てられたものと見なすっていうのは、4億8,000万円を下回らないようにはするけれども、それを超えてる分にはいくらでも積み立てておけるという意味ですかね。それと、普通、経過措置といういつまでみたいなのがあるようなケースが多いと思うんですが、もうこれは特にいつまでとかっていうことではなくて、今後いくらでもこの4億8,000万以上になる分には積み立てられるというよう

な考え方でよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

この附則の第2項に定めております基金の設定額を超える額につきましては、基金の運用管理をする中で預金利息等々が今後増えていくことを指しております。従いまして、毎年毎年この預金利息というものが出てきますので、下回るというよりも今後増えていくだけになります、基本的にはですね。それに基づいて、そういった運用を経過措置という言い方をしますので、そういった定めをしているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、もう1点。先ほどの内訳ですよね、現金が1億8,000万円で、土地が3億円ということで、ちょっとすみません、不勉強で申し訳ないんですが、基金というとか何かこう現金で貯金してあるようなイメージがあったもんですから。土地で持っているというのは、これは土地っていうと評価額みたいのがあるのかなと思うんですが、これが下がったら3億円より下がって、4億8,000万円あるべきっていうのが割ってしまうようなことがあり得るのかなと思ったんですが、そういうことはないんでしょうか。この3億円分の土地っていうのは、このまま持つておくのか、何か現金化していくのか、ちょっとさっき説明あった部分と重なるかもしれませんが、ちょっともう一度説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

説明が足りず申し訳ありません。土地開発基金につきましては、先ほど言いましたように約4億8,000万円をベースとした場合、現金が1億8,000万円、土地が3億円ということになります。土地につきましてはこの資産価格ということで、基金の所有の土地ということの取り扱いになるんですけれども、今後、例えば町の方で何らかその土地を活用する時に、一般会計の方から土地を買ってもらいます。そうなった場合、現金が増えて、土地が減るということになりますから、基本的に4億8,000万円の中で運用していく形になっていきます。また、買い戻しをしていただく時には、当時の買った額、基金として買った額そのまま買い戻しをしていただきますので、この資産価格が変わるということはありません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第41号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

#### ○こども政策課長（村田佳美君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第41号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。お配りいたしました新旧対照表も併せてご参照いただきたいと思います。本議案は、令和6年7月31日に児童扶養手当法施行令および特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、令和6年11月に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。第5条第4号、第5号は支給の制限に係る所得限度額を児童扶養手当法施行例を引用しており、この所得限度額が引き上げられたことに伴い、法令条文に項ずれが生じたため改正を行うものでございます。なお附則につきましては施行期日を令和6年11月1日からとしております。以上が提案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第42号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

**○健康保険課長（森本陽子君）**

おはようございます。議案第42号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法から保険税滞納世帯に対する被保険者証の返還および返還の求めに応じない者に対する過料の規定が削られることとなったため、長与町国民健康保険条例中、国民健康保険法の引用について改め、被保険者証の返還の求めに応じない者への過料の規定を削除する改正を行うものです。改正の概要につきましては、国民健康保険法第9条届け出等の規定が改正され、被保険者証または被保険者資格証明書の返還規定が削られ、加えて資格喪失時の届け出に関する規定が、同条第9項から第5項に繰り上げられました。また、国民健康保険法第127条第1項の罰則規定から保険税滞納世帯に関する項目が削られました。上記2点の国民健康保険法の改正を踏まえ、条例第12条を改正するものです。附則で施行期日を令和6年12月2日とし、現に被保険者証の交付を受けている者が施行の日以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還および罰則の適用については、なお従前の例による旨を規定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

岡田委員。

**○委員（岡田義晴委員）**

ちょっと確認でございますが、被保険者証の返還の求めに応じない者への罰則規定を削るということですが、もともとがそもそもがこの過料を科するということは、町民も私自身もですね、そしたら過料を科すよってということの周知徹底というのは十分されたのかなという、その上で罰則規定を削りますよってのは分かるんですが、もともと過料と



いうのは皆さん分かってるのかなっていうふうにちょっと疑問があるのでお尋ねします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

滞納処分については収納課の方でしておりますが、保険税を納めない方と話をされまして、その中でどうしても納めることが難しい方、もしくは納める余力がありそうなのに納めない方に対しては、収納課の方から資格証明書、保険証をいったん返してくださいという話の中で、こういう過料の規定もありますよっていうことを多分言いながら話してるとは思いますけれども、特に何かに載せて広く周知してるということではないです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私も勉強不足な面があるのでちょっととんちんかんなことを聞くかもしれませんが、そもそも今の国の方針では12月2日をもって保険証をなくすもんだから、改めてこの規定というのはもう必要がないということから、この条例改正があるという理解でよろしいんですか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

国の規定どおりに条例を改正しておりますので、これが変更になることはありません。12月2日に被保険者証、現行保険証廃止という表現にはなっておりますけれども、12月2日以降に有効期限が残っている保険証に関しましてはまだ使えますので、長与町で言いますと実際は令和7年7月31日までは現行保険証を町民の方は保持されておまして、転入もしくは社会保険から国保に加入してきて新規に発行する方に関しては現行保険証は発行されない、資格証明書等を発行するという形になっております。失礼しました。資格確認証の発行になっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それからちょっとついでに確認なんですけれども、今それこそ自民党の総裁選というか、その方が通れば恐らく総理になると思うんですが、その候補の中でマイナ保険証の廃止時期を延期を公約に掲げてる候補者がいらっしゃるんですけど、もしその方が公約どおりに紙の保険証を当面残すという判断をされた場合、この条例には特に影響、この条例改正は影響は及ぼさないものなのか、この点は分かりますか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

すいません、ちょっと法律的な詳しいところが勉強不足で分からないですが、この国保条例一部改正、で、その上の法律、もろもろでもう12月2日で現行保険証は原則廃止ですよと一旦決められてますので、これが変えられることになった時に、もう一度法律改正という形になるかどうかは分かりませんが、町の条例としてはその上の法律に従って変えていくことになると思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時10分まで休憩します。

（休憩 9時58分～10時06分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第44号令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。まず、企画財政部のところから入っていきたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

それでは財政課所管分につきまして説明をいたします。まず予算書の6ページをお願いいたします。第3表地方債補正の一番下、臨時財政対策債でございますが、発行可能額の確定に伴いまして、起債限度額の増額をお願いするものでございます。

続きまして、説明書の6、7ページをお願いいたします。歳入でございます。一番上、9款1項1目地方特例交付金でございます。交付額の確定に伴い減額しております。続きまして、10款1項1目地方交付税1節普通交付税でございます。令和6年度の額が確定したことに伴いまして、現計予算との差額5億93万4,000円を増額しております。

続きまして、下の段18款2項1目1節財政調整基金繰入金でございます。財源の調整としまして、当初と6月補正で取り崩しておりました財政調整基金の一部を繰り戻しております。同じく2節減債基金繰入金でございます。当初に取り崩しておりました減債基金の全部を繰り戻しております。次の8、9ページをお願いします。一番上、同じく18款2項8目土地開発基金繰入金でございます。土地開発基金の一部処分に伴います繰入金で、総額4億2,959万6,000円でございます。今回処分するこの現金につきましては一般会計に繰り入れまして、西彼中央土地開発公社の所有地の買い戻しやその他経費の一般財源として活用したいと考えております。続きまして、一番下21款1項6目臨時財政対策債でございます。冒頭に説明しましたとおり発行可能額の確定に伴いまして、現計予算との差額1,324万4,000円を増額しております。

続きまして、歳出でございます。20、21ページをお願いします。2段目12款1項1目公債費の元金でございます。減債基金繰入金を取り戻したことによります財源の組み替えで、歳出額の変更はございません。以上が財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

財政課の説明が終わりました。次に政策企画課の説明をお願いします。

中村課長。

#### ○政策企画課長（中村元則君）

それでは政策企画課分につきましてご説明申し上げます。初めに予算書の5ページをお願いいたします。予算書の方です。予算書5ページ、第2表債務負担行為補正、複合施設整備事業でございます。本年度から令和8年度にかけて新図書館等複合施設の建設工事および管理業務を行うこととしており、来年度以降の事業費分を計上しております。次に6ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。一番上の複合施設整備事業が政策企画課所管分で、補正後の限度額を3億8,500万円としており、複合施設の整備に係る経費に充当するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書6、7ページをお願いいたします。こちら歳入になります。14款2項1目3節地域活性化補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国の総合経済対策として令和5年度12月6号補正におきまして歳出予算を計上し、年度内に給付を完了した住民税非課税世帯への7万円給付事業について、給付実績に応じた国費の追加交付を受け入れるものでございます。続きまして18款2項6目1節教育振興基金繰入金は、令和6年度の複合施設建設工事費などに充てるものでございます。続きまして8、9ページをお願いいたします。21款1項1目1節総務管理事業債の複合施設整備事業充当起債3億1,300万円につきまして、内訳はまず1つ目が公共施設等適正管理推進事業債分、こちらが1億8,180万円でございます。続きまして2つ目が地域活性化事業債分、こちらが8,710万円でございます。最後に、一般事業債分が4,410万円でございます。こちらを計上させていただいております。

続きまして、歳出でございます。12、13ページをお願いいたします。2款1項8目22節償還金、利子及び割引料の過年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金は、令和5年度中に概算額で受け入れた臨時交付金につきまして、各種支援給付事業の実績額に応じた積算を行い、不用額となった交付金額を国庫に返還するものでございます。続きまして、13目図書館・健康センター複合施設整備費11節役務費、自己託送接続検討料は九州電力送配電へ調査をお願いするもので、複合施設の太陽光発電で生産した電力のうち余剰電力分を役場庁舎に送電することで、電力の有効活用を図るための可能性調査を行うものでございます。次に12節委託料の工事監理委託料は工事監理業務を委託するもので、工事と設計図書との照合および進捗状況の確認などを行う工事監理業務委託と、設計者が設計意図の伝達を行う意図伝達業務委託に係る経費でございます。次の14節工事請負費は複合施設の建設工事費で、令和6年度から8年度にかけての経費のうち令和6年度分の支払限度額分として前金払いで計上しております。整備する複合施設につきましては、これまでもご説明させていただいたとおり耐火木造2階建て、延べ床面積2,940平米、1階部分が健康センターと交流スペース、2階部分が図書館となっております。外構は駐車場110台分、バイク、自転車駐輪場の他、芝生広場を整備する計画でございます。また参考といたしまして、議案第44号令和6年度一般会計補正予算（第3号）資料、新図書館等複合施設整備事業についてと題しまして、施設整備に係る建設事業費総額とその財源内訳、債務負担行為に係る資料を本日配布しております。資料をご参照していただければよろしいでしょうか。資料の一番下の建設工事費につきまして補足を説明させていただきます。まず、建設工事費のうち建築工事等、こちらの主な内容は建物本体、外構、長与中央線から施設へ続く外階段、それからエレベーターなどとなります。また、図書館、書棚などの固定する家具などにつきましても建設工事となります。2段目の電気設備工事の主な内容は、電灯、受変電設備、非常用発電装置、電話、放送、火災報知器、街灯などの工事となります。3つ目の機械設備工事の主な内容は、空調換気装置、トイレなどの衛生器具、屋内外給排水、給湯、消火、ガスなどの工事となります。以上が政策企画課分です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入っていきます。本来であれば全体的に聞くんですけども、今回図書館のことが入っていることから、財政課と分けて質疑を行いたいと思います。まず、財政課分についての質疑を行います。質疑はありませんか。まず、歳入の方から。財政課の歳入に関して質疑はありませんか。まず6、7ページ、その前に地方債の分がありましたけれども、6、7、8、9ページ、この4ページで。では、歳出の方の20、21ページ、これは公債費ですね。歳入歳出いずれでも結構です。財政課の部分での質疑はありませんか。

それでは、政策企画課の方の質疑に入ります。まず、予算書の5ページ、債務負担行

為の分ですね。戻っても構いませんので、進めます。次に、地方債補正で6ページ、この一番上段の複合施設整備事業分です。3億8,500万円ということで説明がありました。それでは説明書の方に移ります。6、7ページ、これが14款にこちらの課の分があります。質疑はありませんか。次に一番下の下段も政策企画課ですね。よろしいですか。戻っても構いませんので、それでは次に進めます。8、9ページ、こちらの方も中段、総務債。それでは歳出に移ります。12、13ページ、ここが上段の方のコロナウイルス感染症対策の地方債の返還金、それと13目図書館・健康センター複合施設整備費、こちらが所管の分になってます。質疑はありませんか。

西田委員。

**○委員（西田健委員）**

参考までにお伺いしたいんですけども、歳出の2款1項13目図書館・健康センター複合施設整備費の中で、役務費でちょっと私が聞き漏らしたかもしれんですけども、太陽光発電を役場庁舎内に移すというそういう検査費用ということで、これもしこれがなった時はまた別途そういうふうな工事費用みたいなやつは追加ということで考えてよろしいのでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

松田課長補佐。

**○課長補佐（松田祐貴君）**

今回の自己託送接続検討料についてですけれども、今回検討する内容といいますのが、複合施設で太陽光発電パネルで発電した電力を役場の方に送ることで有効活用できるかどうかの調査ということになるんですけども、その調査結果で分かるものといいますのが、まず技術的に役場庁舎の方に余った電力を送ることができるかどうかの可能性に関する調査と、それとそれがもしできるとなった場合に役場の方の改修費用等がどれぐらいかかるのかの調査になりますので、今回もし託送が可能ということになれば、役場の方の改修費用について金額を検討いたしまして、改修を決定する場合はその費用を今後計上させていただく場合があるということになります。

**○委員長（金子恵委員）**

西田委員。

**○委員（西田健委員）**

分かりました。これはもうもちろん私賛成なんですけど、これ調査するのは九州電力がされるのでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

松田課長補佐。

**○課長補佐（松田祐貴君）**

九州電力送配電株式会社が行うことになります。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じところでお伺いしたいんですが、この自己託送接続検討ということですが、恐らく設計事務所辺りが、設計の検討をする中でもしかしたらこういうことも可能じゃないのかという提案があったんじゃないかと勝手に推測をしてるんですが、あくまでも机上の計算、理論上どのくらい可能かもしれませんよというような何らかの提起が、提起というか試算、あくまでも机上のことだと思うんですが、あってるのであれば大体どういう効果が最大で見込まれるのか、この辺り分かる範囲で、想定、仮定の話でも結構でするので分かる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

今回の複合施設の太陽光発電設備の整備に関しては200キロワットの太陽光パネルを乗せる予定にしておるんですけども、運営管理面におきましては、今現在休館日をいつにするか、定期的な曜日をいつにするかということと、運営の時間を何時にするかという辺りがまだ固まっておらずで、その辺りによって余剰になる電力というのが変わってくるものというふうに考えておきまして、そのためちょっと今段階で詳細な数字というのは持ち合わせていないような状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の2款1項13目14節工事請負費の新複合施設のことに関連して伺いたいんですが、今頂いた資料の方ですね、左側に建設事業費というのがありますけれども、もうこれまでの図書館と特別委員会等でご説明いただいてたところを私がちょっと忘れているところがあるかもしれないので、もしご説明済みであれば申し訳ないんですが、当初の整備基本計画、令和4年12月ですかね、の方に載ってますこの事業費と比べると、合計額は1億円ぐらいしか変わってないんですけども、建設工事費が3億円ぐらいちょっと上がっていて、その分この備品購入費っていうのがもともと2億4,200万円と書いてあったものが、これを見ると8,600万円と随分下がってるんですが、この理由はどういうことですかね。何か物価高騰でこういうのも全体的に上がりそうなイメージがあったんですが、ちょっとご説明を頂ければと思います。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

令和4年に策定いたしました複合施設整備基本計画の中で計上しておりました概算事業費につきましては、建設工事費と外構費を別々で計上しておりました。また、備品購入費として2億4,200万円計上しておりましたけれども、この中には書棚とか調理台とか固定式の家具も備品購入費の方に含めて費用を計上しておりました。今回設計が出来上がってきました、この発注の仕方としてまず外構費につきましては建設工事費に含めて発注をするということになりました。それから先ほどの備品購入費として考えていたもののうち、書棚とか調理台とか固定式の家具についても建設と一体で整備をするということになりましたので、計上の仕方として備品購入費として計上しているものは可動式の備品のみを購入する分ということで大幅に数字が、内訳が変わったということになっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

よく分かりました。同じ費目のところで別の質問なんですけど、今回は資料の方にもあるとおりの6年の補正分だけで、この建築工事、電気設備工事、機械設備工事の部分だけで、太陽光発電は7年度以降となってこの金額ですが、要するに太陽光発電とかは建物ができてからでないと工事ができないのかということですかね。つまり、今回の補正分の電気設備や機械設備というのは建物が完全に形になってなくても、なってなくてもというかなる前ということか、一緒に進行していくようなそういう部分の工事だけということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

はい、今、おっしゃられたとおりでございまして、建築と電気設備、機械設備に関しては、6年度から開始するものになりまして、太陽光発電設備については、一定その辺りの整備が進んでからの工事ということになりますので、7年度の開始ということになります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これ建設工事費が、建築工事と電気設備工事、機械設備工事などと分かれているのは、これはそれぞれ別の事業者というのか、ところに頼むという意味なんですか。それとも単に内訳を分けただけで、もう1つの建設事業者にやってもらうのか、ちょっとすみません、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

建設工事費として契約項目を4件上げておりますけれども、それぞれ別契約で発注するというようになっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これは確認というか、当然そうなるんでしょうけども、当然6年度に契約して、この予算分は6年度の部分だけですけれども、7年度以降ここで今資料の方で青く塗ってある、こっちも含めての契約ということになるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

今おっしゃられたとおりでございまして、それぞれ工事につきましては、建築工事等から機械設備工事にかけては令和6年度から8年度までの工事ということになりますので、そのうち6年度分に当たる事業費分を補正予算額として計上しているということになります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、もう1点、ちょっとここは今回の予算、直接ではないかもしれないんですが、さっきご説明の中で造りが耐火木造ということでもあったので、ちょっと伺いたいんですが、今ちょうどニュースで木造を基本とした木を多く使った建築家の造った公共設備っていうのが20年ぐらいで結構ぼろぼろになってきてるっていうことで、非常に何か問題というか話題になってたんですが、この辺りの耐久性とかっていうのはどのぐらいとか考えられているのか。ちょっともし分かればお願いします。分からなければちょっとまた特別委員会等で伺います。

○委員長（金子恵委員）

田中主査。

○主査（田中優喜君）

今、こちらの方で設計しております内容につきまして、今ニュース等で話題になってますのが外の雨に濡れる部分での木材の使用ということで、経年劣化が激しいということで改修を行うということがあっております。今回木造としておりますが、外側の部分で木が見える部分というところは限られた部分にしておりまして、それにつきましても加工を施した上で劣化しづらいようなものを用いる予定としております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。



堤委員。

○委員（堤理志委員）

資料の分でちょっとお聞きしたいんですが、建設事業費の中で建設工事費と備品購入費というふうに分けた中で、書架がそこで大きく変わった部分かなと思うんですが、そこで、もともと備品として見ていたものを、今回建設の方に建設費ということでしたことによる効果というかね、例えば費用的にどうだったのかということと、あとメリットデメリットそれぞれ検討されたんじゃないかと思うんですけど、その検討の大きなところで、全てではなくても結構ですので主なところはこういったものなのかお聞かせ頂ければと思います。

○委員長（金子恵委員）

田中主査。

○主査（田中優喜君）

もともと計画時点では予算の計上の仕方として備品の中に含ませていただきまして、固定家具ということで建築に含むということはもちろん諸経費等もかかってきますので、幾分かちょっと割高というところは確かにあるかと思えます。ただし、書架自体が固定されるため構造と一体的になる部分や、電気設備等と一体となるような部分もございしますので、そういった部分でより効率的に、より強固に造ることができるなどのメリットがございします。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

考え方としては理解するんですが、一つは電気の配線等との取り合いが非常にやりやすいということと、あとやはり耐震性という点でも有利かなというふうには思います。ただ、ちょっとデメリットとして、使ってるうちにここを少し間を広げた方がいいとか狭めた方がいいとか、コーナーを少し変更しようとかそういったレイアウト変更がなかなか難しくなるデメリットがないのか。そうなってくると、最初の設置を検討するときには相当入念な動線計画をきちっと子どもたちの部分とかどういう本を置くとか、いろんな検討が必要になってくると思うんですけど、その辺りは大丈夫なのかというのが気になるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

田中主査。

○主査（田中優喜君）

ご指摘のとおり固定家具につきましては、将来的にもそこに固定という形になりますので動かすことはできません。ただし、書架の中ですね、配架の仕方っていうのは変えることができますので、そういった形で対応することを想定しながら、もちろん動線等も検討した上で今計画を進めさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質問ありませんでしょうか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

資料の中の監理費について少し質問させていただきます。ご説明の中で、監理業務委託と設計者の意図伝達業務委託ということでご説明がありましたけれども、この委託内容の詳細と、設計者の意図伝達業務委託ですのでこちら設計者になろうかと思えますけれど、この監理業務の方はどういうふうな委託先で委託方法を取られているのか、そちらを教えてください。

○委員（堤理志委員）

田中主査。

○主査（田中優喜君）

まず工事監理業務委託に関しましては、一般競争入札での発注を予定しております。こちら内容としましては、図面の方と工事現場が合っているかを確認することが主な業務となります。続きまして、意図伝達業務につきましては、設計者との随契という形になるんですけれども、業務委託の内容としましては、設計図面と現場での相違とかそういったところがあった時に、その設計図面の意図、こういった意図で作ったのか、どういう内容なのかというのを、工事監理業務を通じて現場の方に伝えるような業務内容となります。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

これが合わせて998万1,000円ということですが、大体この中での金額の内訳というのはどういうふうな金額ですか。分かればいいですので。

○委員（堤理志委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

監理費の内訳ですが、概数ですが、工事監理業務が約4,400万円程度、意図伝達業務に関しては2,300万円程度になります。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

すいません、数字の桁をちょっと間違っていましたね。次にお聞きしようと思ったの

が複合施設建設工事費で、今回この大きな数字が上がっておりますけれども、先ほど前払いということで、本会議等での説明の中で出来高払い分、令和6年度の出来高払い分と前払い分という説明がありましたけれども、この詳細、先ほど駐車場と芝生広場を今年度ということでしたが、前払い分が大体おおよそどのくらいで出来高がどのくらいというのは法的に決まっている部分があるのか、それとも実数的なところでの数字というのがおおよそ出せるのか、半年ありますのでその間でできあがる部分っていうのはそう多くはないと思うんですけれども、その内訳がおおよそ分かればお願いします。

○委員（堤理志委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

建設工事の出来高についてですけれども、今回の工事が令和6年度の終盤から開始して令和8年度に完了する工事でございます。見込まれる出来高としては令和6年度としてはまだ完成した部分については見込めませんので0%、7年度については45%、8年度に残りの55%というふうに見込んでおります。この支払額につきましては、基本的に出来高を基に計算して支出をすることになるんですけれども、令和6年度に関してはまだ出来高として見込まれる部分がないんですけれども、資材の調達とか人員の確保とかそういったものに費用が事業者の方で必要になってきますので、令和7年度の出来高予定額のうち前払金として予定されている額を令和6年度の予算として計上いたしまして、前払いをするというふうな予定になっておりまして、そのように計算した結果が現在の補正予算額ということになります。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、ちょっと今のご説明を聞いてちょっと素朴な疑問というか、出来高払いで7年度、8年度とあるということでしたけど、7年度に予定してた今おっしゃった55%ですかね、45%ですかね、それを超えてすごい工事が進んだとなったら、7年度の予算でそれを支払うということ、例えば補正してとかっていうことになるんですか。それとも7年度の予定してるところまで進んだら、もしまだ進められる工事でもいったんやめてというとならば、8年度以降にやるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

契約書の中に年度ごとの支払限度額というのを定めます。その支払限度額の設定とい

いますのは、先ほど申しました出来高の見込みで、令和7年度であれば45%というふうに見込んで、まず支払限度額というのを設定しますので、基本的には進捗がどういったところまで進むか分かりませんが、限度額の範囲内で支払うということになります。もし、進捗の状況が想定外に、予想以上に大変進んだようなケースで補正が必要となった場合は、検討する可能性もあるかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

地方債補正について聞いてよろしいですか。6ページですね、複合施設整備事業が7,200万円から3億8,500万円、非常に額が大きくてですね、素朴にこれ大きいでしょう。実質公債比率とか将来負担比率というのはやっぱり大きく変わってくるのかなということで、ご質問でございますが。

○委員長（金子恵委員）

荒木理事。

○企画財政部理事（荒木隆君）

今年度のこの補正予算に計上している、今おっしゃられたのは上限額だと思いますけれども、実際にこの複合施設に充てる経費、地方債というのは3億1,300万円になってます。今いずれにしても大きな額でございまして、今後も起債の発行額、資料の方でいきますとトータルで約18億円ぐらいということになります。これも含めて将来的な財政シミュレーションというのを行ってまして、今おっしゃられました実質公債費比率ですとか、将来負担比率、これも健全化の範囲内というふうに判断をしております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

地方債というのは要するに起債したお金ですよ。ということは、元利償還金という理解でよろしいですかね。

○委員長（金子恵委員）

荒木理事。

○企画財政部理事（荒木隆君）

今回補正に計上しているものは実際の借入額で、今後償還年数であったり据置期間、それぞれの条件によって償還が始まるということになります。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうすると、その際は恐らく交付税措置ということで多分なると思うんですよね。私

は不勉強ですけど、交付税措置というのはある程度例えば災害とか何か大変な時とか、恐らく新幹線は関係ないと思うんですけども、いろんな公共施設を造った場合そうだなということで国から恐らく何割か見てもらえるというふうに思うんですが、その辺りはどう考えてらっしゃいます。

○委員長（金子恵委員）

荒木理事。

○企画財政部理事（荒木隆君）

普通交付税の方の話をいたしますけれども、そもそも例えば長与町でしたら4万人の人口規模、面積が28キロ平米というふうな、そういった条件の下で、そういった町だったらこれぐらいの経費がかかるでしょうと。一方で、これぐらいの収入があるでしょうというのを理論値で計算するような制度になってまして、そこで不足する部分を地方交付税として交付されます。そこには今申し上げた理論値っていうものの他に交付税措置がある起債の償還については、その5割であったり3割であったりというものが上乘せをされて、その需用額の方に算入をされるということになりますので、それがいわゆる交付税措置ということになります。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

大きな額で私もこれは造らにやいかんことは造らにやいかんとですけども、要するに将来の負担ということで財政負担の軽減をせないかんと思うんですよね。そうすると普通の自治体だったら、補助率の高いものとか、要するにその起債充当率が高いものって選ぶじゃないですか。それで交付税措置がいくらかでも有利なものと考えますが、本町ではどのような考え方で負担軽減を将来的に考えているのかなと、参考までにお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

荒木理事。

○企画財政部理事（荒木隆君）

本町においても今おっしゃられたように考えておりまして、財源としては一般財源であったり、基金の活用というのもございますよね。それよりも交付税措置があった方が実際の負担というのは軽減されるということで、可能な限り措置率が高いもの、それと充当率が高いものから優先して活用するように考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで企画財政部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、議案第44号、総務部の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。まず地域安全課。

山口課長。

#### ○地域安全課長（山口聡一郎君）

議案第44号令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）の地域安全課所管分についてご説明いたします。始めに予算書の6ページをお開き願います。第3表地方債補正の市街地整備総合交付金事業のうち3,490万円が所管分となります。

次に歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開き願います。14款2項4目3節市街地整備総合交付金の3行目地域創造支援事業費交付金は、高田南土地区画整理事業地内の防犯灯に係る交付金で国の内示に伴う減額。その下の地域交流センター整備事業費交付金は、さくら野西自治会の設立に伴う活動拠点として集会施設を整備するもので、同じく国の内示に伴う減額となっております。8、9ページをお開き願います。21款1項3目5節市街地整備総合交付金事業債の3行目地域創造支援事業充当起債は、先ほど説明いたしました地域創造支援事業費交付金の減額に伴う起債の増額。その下の地域交流センター整備事業充当起債につきましても、地域交流センター整備事業費交付金の減額に伴う起債の増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、12、13ページをお開き願います。2款1項11目長与町ふれあいセンター管理費10節需用費の修繕料につきましては、1階の男子トイレ手洗いセンサーの故障に伴う取り替え修繕、および当初予算で計上しておりました高圧気中開閉器取り替えの見積もり増額に伴う増額補正でございます。その下の15節原材料費につきましては、ふれあいセンターの屋外ベンチの劣化に伴い、計7台の補修を行うものでございます。次に12目長与南交流センター管理費10節需用費の修繕料につきましては、駐車場ラインの引き直しを行うものでございます。14節工事請負費の施設整備工事費につきましては、集会室の照明をLED照明へと改修を行うものでございます。18、19ページをお開き願います。9款1項2目消防施設費12節委託料の防災ハザードマップ作成業務委託料につきましては、長崎県が新たに2級河川の洪水浸水想定区域を公表したことに伴いまして、防災ハザードマップのWEB版の更新を行うものでございます。内容としましては、今回新たに追加をされました高田川、大井手川、南田川内川の浸水想定区域図の追加を行うこととしております。14節工事請負費の防火水槽建設工事費につきましては、当初予算で計上しておりましたが、人件費等の高騰により差額分の増額補正をお願いするものでございます。以上が地域安全課分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

引き続き、情報政策課の説明をお願いします。

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

それでは情報政策課所管分につきましてご説明申し上げます。予算に関する説明書の12、13ページをお開き願います。歳出の2款1項9目電子計算費における財源組替の1件でございます。こちらは当初予算に計上しておりました児童手当の拡充に伴う人事給与システム改修業務委託料44万円に対しまして、こども政策課が所管する国費の充当が可能となる見通しとなったことに伴い、一般財源を同額減少するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入っていきたいと思います。まず地域安全課の歳入から入っていきたいと思います。6、7ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

高田南の中の2つありますけれども、これが内示の減ということでご説明があったんですが、こういった時に以前もう何も理由も付さずに内示の減というのはどんと出てくるんだという話も聞いたことがあるんですけど、今回もやはりそういう形だったのか。何か理由が付されてきたのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

年度当初に交付申請の方を行いまして、内示の減額となっておりますけれども、理由については特になぜというわけじゃなくてですね、今年度については内示の減となっております。こちらの事業につきましては複数年度の交付金となっておりますので、減額になった分は来年度に付くものというふうに伺っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。次、8、9ページ、こちらの方も下段の方に地域安全課分があります。よろしいですか。では歳出、12、13ページ、11目、12目ですね、こちらが地域安全課です。質疑はありますか。それでは18、19ページ、9款消防費2目ですね、こちら質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

消防費ですね。9款1項2目12節委託料、防災ハザードマップの件ですが、今のご説明で内容は分かったんですけども、一応確認ですが、そうするともう現在公開しているWEB版のハザードマップの更新ということですので、委託先っていうのは今の公開している現状のを作った事業者に委託するということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

地図情報を使っておりますので、現在お願いをされる業者の方をお願いをしたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

実際に防災マップっていうのをちょっと改めて見直してみたんですが、ああいうサイトっていうのは、それを見るパソコンとかブラウザとかで見え方がちょっと変わるかもしれないので、必ずしもじゃないかもしれないんですけども、洪水のマップっていうのをちょっと見た時に右側に色区分の説明ですね、何か濃い水色の所は3メートル以上の区域とか、薄い水色は0.5メートル未満とかっていうのが出てるんですけども、ここちょっと印刷したんですけど。この何メートルっていうのが何を表してるのかっていうのが、これだと分からないんですよ。で、ちょっと試しに印刷してみると、印刷用のページにはこれが長与川洪水浸水想定区域で1000年に1度クラスを想定みたいなのが出てくるんですけども、閲覧する時には、その説明がちょっとないようだったんですよ。ちょっと見方がもしかしたら悪いのか。ちょっとこれをもしそうなんであれば、これを改良すべきかなと思ったんですが、いかがですかね、把握されてるかどうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

洪水浸水想定区域の浸水区分ってことで、何メートルってことで記載をしておりますけれども、WEB版の方はちょっと見にくいというご意見でございましたので、お願いをする際にちょっと見やすい方に工夫をしてみたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

それでは情報政策課の方の質疑に入ります。

こちらは同じく歳出の12、13ページですね、こちらだけですけど。児童手当分です。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務部の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、住民福祉部の審査に入りたいと思います。まず住民環境課より提案理由の



説明を求めます。

細田理事。

#### ○住民福祉部理事（細田愛二君）

それでは住民環境課所管分につきまして、補正予算に関する説明書に沿ってご説明をさせていただきます。今回の補正は、会計年度任用職員の雇用に関するものでございます。説明書の16、17ページをお開き願います。歳出でございます。2段目になりますが、4款2項1目清掃総務費1節報酬から8節旅費まででございますが、環境係職員の産休育休取得に伴います会計年度任用職員の雇用に係る人件費などの経費につきまして計上をいたしております。窓口におきます各種申請受付、問い合わせ対応などの事務補助業務で1名分でございます。以上が住民環境課分の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

それでは、引き続き福祉課の提案理由の説明をお願いします。

川内課長。

#### ○福祉課長（川内佳代子君）

皆さんおはようございます。それでは補正予算に関する説明書に沿って説明をいたします。12、13ページをお開きください。歳出でございます。3款1項2目22節償還金、利子及び割引料、3行目過年度自立支援給付費国庫返還金と4行目過年度自立支援給付費県費返還金は、令和5年度実績に伴う国庫および県費の返還金でございます。14、15ページをお開きください。3款3項1目老人福祉総務費の財源組替は、歳入18款介護保険特別会計繰入金の増額に伴うものでございます。以上が福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

引き続き、こども政策課の説明をお願いします。

村田課長。

#### ○こども政策課長（村田佳美君）

それではこども政策課につきまして、説明書に沿ってご説明させていただきます。まず歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開きください。14款2項2目2節児童福祉費補助金がこども政策課で、児童手当制度改正に伴う人事給与システム改修業務委託料と公金振込手数料による事業費の増額によるもので、全額国費負担となります。次に20款5項3目1節雑入の過年度病児・病後児保育事業負担金返還金がこども政策課です。病児保育事業のうち、時津町にあるHinamicoの利用人数の実績に基づく精算です。歳入は以上です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。12、13ページをお開きください。3款1項1目22節償還金、利子及び割引料の過年度児童虐待防止対策支援事業補助金返還金はこども政策課です。令和5年度補助金の実績に伴う返還金です。次に2目22

節償還金、利子及び割引料の上から1番目、2番目と5番目、6番目がこども政策課です。いずれも令和5年度補助金の実績に伴う返還金です。次の14、15ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費から4目児童館費まで全てこども政策課です。22節償還金、利子及び割引料は全て令和5年度補助金の実績に伴う返還金です。4目10節需用費の修繕料につきましては、長与児童館屋上パラペット爆裂部の修繕を行うものです。お配りしております写真をご覧ください。1枚目は柵の根元のコンクリートが割れている部分、2枚目が柵の根元のひび割れの部分、3枚目が写真右上の柵と屋根との境の所が剥離して落下する恐れがあるため、今回修繕を行います。説明資料にお戻りください。次に、4款1項3目22節償還金、利子及び割引料はこども政策課で、令和5年度補助金の実績に伴う返還金です。以上がこども政策課所管として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。それでは住民環境課から入りたいと思います。16、17ページ、歳出になります。こちらの方で質疑はありませんか。これは産休代替の分ですね、1名分。よろしいですか。最終的に戻っても構いませんので、進めていきます。次に福祉課分で12、13ページ、同じく歳出ですね。こちらは下段の方に幾つかありますね。それと、14、15ページ、3款3項1目こちら福祉課所管です。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

歳出の12、13ページ、3款1項2目22節の福祉課のご説明あった部分の過年度自立支援給付費返還金、国庫と県費とありますけど、これちょっと審査に当たって前の年度等さかのぼったら、12月の補正で計上されることが多いみたいなんですけど、何か今回9月の補正、過年度の分なんで当然別に問題あるとかじゃないんですけど、ちょっと気になったので。何か理由があるんでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

特別な理由はありませんで、12月にした分につきましては、交付確定っていうのが出てからということで12月の方していたところなんですけれども、今回もう交付決定およびあと決算ということで実績の方を出させていただいたところもございまして、9月の方が説明の内容等も重複というか交差しないので、こちらの方がいいかなと思ってこの時期に合わせさせていただきました。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。

ではこども政策課の方の質疑に入ります。まず、6、7ページ、歳入ですね。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

歳入の14款2項2目2節ですね、子ども・子育て支援事業費補助金なんですけれども、これは子ども手当が年に3回から6回になることのシステムなどの変更ということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

こちらの方が児童手当がおっしゃるように年3回から年6回に今回から変更になります。その時の町の人事給与システムの方のシステム改修につきましても対象になっておりますので、その分を今回補正で予算計上させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

すいません、それでは少し内容にそれるかもしれないんですけども、今回これが全額国費負担ということで国の政策ということなんですけれども、これは今年の10月から2カ月に1回の支給ということになるということと、あとそれから今まで年3回だったのが、年6回、2カ月に1度となるのはどういったことでそういうふうになられたんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

こちらの方ですね、まず12月分の支給分と来年の2月分の支給分に対しての事業拡大によるものの対象になります。この3回から6回というのは国の制度でございますので、そちらの方でやはり子育て支援というか、そういったことで今までは年に3回だったところを6回という、きめ細かに支給できるようにということでしたと思われます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。次、8、9ページ、病児・病後児分ですね。よろしいですかね。それでは歳出の方ですね、12、13ページ、こちらはこども政策課分は社会福祉費の方に入ってます。では、戻っても構いませんので、次進めます。14、15ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

14、15ページの児童館費の修繕料ということで写真の資料を見せていただいたんですが、築年数も恐らくそこまでたっていないんじゃないかなと思うんですよね。それで、今見たところ、この手すりの支柱の部分の付け根とこのモルタルの立ち上がりの所の腐

食がかなりあちこち見られてるということだと思んですが、そもそもこの原因はどういったものなのか、なぜこんな早く劣化したのかですね、この辺り何か分かれば教えていただければと思いますが。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

恐らく雨水等も含んだところでの劣化だと思うんですが、そこまでは調査をしていないところでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この手すりの素材は鉄なんですかね、それともアルミ製なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

手すりの素材につきましてはアルミとなっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そしたらなおさら非常にちょっと早いという気がします。ちょっと私が知ってる範囲でいえば、通常このモルタルの立ち上がりの所で手すりの支柱が付く所には丸い紙でできたやつかな、ちょっと分厚い丸い支柱が立つ所にはそれを差し込んでおいて、そこに手すりの支柱を入れてモルタルでさらに固めるので、通常の工法ならこんな早く劣化しないと思うんですよね。で、これ見たらアルミをじかに付けてるような感じなので、ちょっと工事のやり方がまずかったんじゃないかなと思うのと、あと1枚目の下の絵でも下の方にグレーの部分が見えてるのは、これは恐らくひびが入ってるところにクーキング材をいったん塗って、取りあえずふさいでたけども、それでも無理でもう爆裂したような感じで剥がれるってということで、結構ひどいなと思うんですけども。ちなみにこれを修繕費でこれ31万円、31万円で工事しても何かもう少し抜本的な工事をしないと大丈夫なのかなという気が率直にするんですよ。もう少しある程度の金額をかけないと、また同じようなことになる恐れはないのかですね、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今年政策企画課の方で劣化状況の調査等をされてるようですので、まずはその結果を見てから、今回は応急処置ってということで修繕をさせていただきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

同じところなんですけど、ちょっと確認なんですけど、ここは屋上でしょうけども、子どもたちが立ち寄るといことはないんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

本来屋上も子どもたち遊んでるようなんですけれども、今ちょっと危ないので利用はされてないと思われま。ただ今後は応急処置ではありますが修繕が完了したら、子どもたちにも遊んでいただけるんではないかと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

長与児童館に関しては質疑の中でほぼおおよそ分かったんですが、ここは個別計画の中にも実際に老朽化状況というのが示されておりました。これが2年か3年だったと思えますけど、作成されたのがですね、その時点でもうこの手すりの埋め込み部分とか言われておりましたので、実際に目視で見させていただきましたが、今回の箇所がこの写真を見る限りは2カ所、それと壁面の所が見つかったということで、その辺りをするようになっておるんですけど、これ全体的に全てこの手すり部分に関してはひび割れ等が見られるんじゃないかなと思います。今回31万3,000円ということで、金額的にもそう多くはないので、確かに緊急かとは思いますが、もう3、4年前にはこの状況が見受けられていて、それがひどくなったのではないかというふうに感じておるんですね。当時、方針として計画期間内ですので、かなりの期間はありますけれども、外壁、屋根防水の改修までも行うということで、それを5つ児童館があるので、優先順位で多分長与児童館は3番目なのかなと思います。さっきおっしゃられたようにこの改修だけで、次期の全面改修までの期間に実際この箇所だけで影響はなくなるのかという部分に関しては、どういふふうに進めていかれるのかなという点をお伺いしたいと思っております。

○委員（堤理志委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

先ほどもお話ししましたように政策企画課の方で劣化状況調査を行っているようござ

ざいます。まだその最新の結果の情報が来ておりませんので、その後その結果を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今また新たに調査をしてるということで分かるんですけども、個別計画の意味がないのかなと。個別計画ができた時点っていうのは将来にかかる計画ですので、それがいつということには一切触れてはいないので、今の答弁で当然だというふうには思うんですが、北児童館と高田児童館、こちらの方が優先されたということもあって、今度は長与児童館ということですが、ちょっと先ほども繰り返しになってしまうかもしれないんですけど、全体的な劣化が進んでいないとしながらも、やはり外壁、屋根防水の改修を行うというふうに最終的な方針を決められている。この建物が平成15年ぐらいにできて、約20年近くなってますけれども、早急な改修、全面改修の金額的なものがあるので無理は言えないですけど、本当実際に見に行かれたら多分これは危険だなというのがお分かりだと思うので、そこを今一步ちょっと進めていただきたいなというところで、今後の計画的にはその調査が終わった段階で改修が必要っていうことであれば、もう次の予算に持っていくっていうふうな段階になるというか、計画になるんでしょうか。

○委員（堤理志委員）

宮崎部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

先ほどからちょっとお話があったように、町の方で今、今年度ですかね、全体的な公共施設の劣化状況の調査を企画財政部だと思っておりますが予算組みをして、その施設についてまず調査をするということになっておりましたので、その状況を見て当然判断がされることとなりますが、長寿命化計画においても長与児童館については屋根の防水工事、外壁工事について、計画的に今後進めていくようになっておりますので、それが今回についてはそれまでの状況として、一応修繕が必要じゃないかということで今回予算化をさせていただいておりますので、当然今年度の調査の結果、それと公共施設の長寿命化計画の中で、既に防水工事等の計画を立てておりますので、状況、今回の調査を含めて対応していきたいというふうに考えております。ただ今回につきましては緊急性があるということで修繕をさせていただいてるというふうにご理解を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。よろしいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで住民福祉部の審査を終了します。お疲れさまで

した。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険部の審査に入りたいと思います。まず、健康保険課の提案理由の説明を求めます。

森本課長。

**○健康保険課長（森本陽子君）**

健康保険課所管分につきましてご説明いたします。長与町一般会計補正予算に関する説明書の14、15ページをお開きください。4款1項1目1節報酬、4節共済費、8節旅費は、保健師産休代替に係る費用です。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

引き続き、介護保険課の説明をお願いします。

峰課長。

**○介護保険課長（峰修子君）**

引き続き、介護保険課所管分につきましてご説明をいたします。説明書の6、7ページをお開きください。歳入18款1項1目介護保険特別会計繰入金は、令和6年度介護保険保険者機能強化推進交付金の確定に伴い、内示額と交付額の差額分を繰り入れるものでございます。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。まず健康保険課の14、15ページ歳出4款1項1目こちらについて質疑はありませんか。

それでは、介護保険課、6、7ページ歳入ですね、こちらの18款1項1目特別会計の繰入金ですけれども、質疑はありませんか。いずれでも結構です。よろしいですか。

西田委員。

**○委員（西田健委員）**

1点だけ、すいません。4款1項1目保健衛生総務費、保健師のパート報酬として、これはちなみに何名分の報酬でしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

森本課長。

**○健康保険課長（森本陽子君）**

1名分です。

**○委員長（金子恵委員）**

西田委員。

○委員（西田健委員）

これは年間の報酬でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

6年度の期間は12月から3月末までになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで健康保険部の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより会計課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

それでは、会計課所管分につきましてご説明をいたします。補正予算の説明書の12、13ページをお開きください。2款1項4目会計管理費11節役務費の公金振込手数料311万4,000円でございます。自治体と指定金融機関との公金収納事務に係る経費負担について、令和4年3月に総務省より適正な経費負担となるよう見直しをなささいというような形で地方公共団体に対し通知がっております。このような状況を受けまして、長崎県下21市町の全ての自治体の指定金融機関であります十八親和銀行の方から、これまで原則無料としておりました公金の支出に係る振り込みについて、今年の10月以降経費を負担してほしいといった旨の要請があったことから、県内21市町と十八親和銀行で協議を重ね、県内全ての市町が同一の手数料単価で経費を負担するものです。自治体や企業、個人が金融機関を通じて資金の振り込みを行う場合、全国銀行データ通信システム、こちらのシステムを通じて銀行間の振込処理、送金処理の方を行っております。自治体の公金の振り込みについては、送金元である指定金融機関、こちらが送金先の銀行に対して支払う銀行間手数料、こちらはこれまで無料だったんですけども、これが先ほども申しましたように今年の10月より1件当たり税抜き62円という単価が適用されることになり、送金元である指定金融機関十八親和銀行の負担が新たに発生することになりました。今回の補正予算は、本来自治体が負担すべき公金振込手数料を負担し、指定金融機関との経費の負担の公正化を図るものとして、今回計上させていただきます。



○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと新しい歳出なのでちょっと伺いたいんですが、今1件62円とおっしゃいましたが、これは今県下21市町は同じとおっしゃられたと思うんですが、他の県ではこれ違うんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

他県に関しては、本町の単価よりもかなり高いところが多いとは聞いております。ただ一般的な額として、こういった形で今回提示をしているところです。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっとすいません、根本的なというか、これは町に対して住民の方が何かこう納税とかいうんですかね、いろんな振り込みをした場合に今までは無料だったのが、住民の方が振り込んだらそれを町が負担するということですかね、それとも町が何かしら相手に振り込むのに対して今まで無料だったのがかかるのか、すいませんちょっと理解してないもので、すいません。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

今回の補正予算については、こちら本町が相手に対して支払う分、例えば児童手当とかいろんな振り込みがあるわけですね。それを使って振り込む手数料が、先ほど税抜62円というお話もしましたけれども、これはあくまで全銀システムというシステムを使う時に指定される単価であって、十八親和銀行からこちらが21市町が提示されてる手数料の単価というのが本町の場合年間約6万件の支払いをしてるわけですね。6万件の支払いのうち約5万5,000件がデータ伝送で支払いをしております。残りの4,000件から5,000件というのが、納付書とか振込依頼書とかそういった紙帳票、紙ベースで振り込みをするようなことになっております。今回十八親和銀行が提示した手数料の額ですけれども、データ転送、データで転送する場合の振込手数料の単価というのが十八親和銀行長与支店、こちらに振り込む場合は無料なんですね。ただ、長与支店、同じ十八親和銀行といいますか、ふくおかフィナンシャルグループの、十八親和銀行も長与支店と長与中央支店というのが同じ店舗の中に存在するんですね。で、長与支店というのは旧十八銀行で長与中央支店というのは旧親和銀行のことになっております。だか

ら同じそこの十八親和銀行に振り込む場合でも、長与支店は無料なのですが、長与中央支店になりますと税抜50円の手数料が発生します。それと同じでその他のふくおかフィナンシャルグループ、例えば福岡銀行とか熊本銀行、あと福岡中央銀行とかあるんですけども、そちらに振り込む場合も長与中央支店と同様税抜で50円の手数料がかかります。それ以外の完全な他行に振り込む場合は税抜の112円というような単価になります。で、もう一つ問題になってるのが紙帳票ですね。納付書とか振込依頼書、これ全てではないんですね、その一部に対して手数料がかかるんですが、それは3万円未満の振り込みですとふくおかフィナンシャルグループだったら税抜の300円、3万円以上ですとふくおかフィナンシャルグループ宛てだったら500円。これが他行宛てになると3万円未満が550円、3万円以上が700円というような金額になっております。これは一般的なお客さまが銀行の窓口で払う規定料金と同じ額ということになっております。データ転送の方もどちらもお金がかかるんですけども、銀行側としてはもう紙帳票での処理をなくしたいと、要するに公金収納事務のデジタル化を進めていきたいという趣旨がありますので、一定高い金額を設定してるんですね。あとは、自治体の努力によって紙をなくして行って全てはデータ転送で送れば、今紙で払うよりかは手数料がかからないというような形になっておりますので、今後データのDXが進んで、その辺りの収納事務の効率化と合理化が進んでいくというふうに思っております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

ありがとうございます。そうすると今回の予算の金額についてなんですけれども、311万4,000円ですので、大体5万件分くらい、62円とすればですが。これは当然今年度ですから10月から3月までの半年間で、例えば来年度以降は単純にこの2倍くらいがかかるのか、それともそういう振り込みっていうのは例えば多い時期があって、ここから、今年度分、単純に来年度以降は掛ける2にならないのか、つまり下半期がもし多いのであれば上半期が少なければ、来年度はこの掛ける2よりも少なくなると思うんです。逆に上半期の方が多いのであれば来年度1年分は300万円掛ける2よりもっと増えると思うんですが、見込みというか、どうなんでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

田中会計管理者。

**○会計管理者（田中一之君）**

今回の補正予算で計上いたしました311万4,000円については、その積算の根拠ですね、これは単純に5万件に62円を足したというのではなく、内部でかなり精査をしたんですね。例えば十八親和銀行の長与支店にはどれくらい入るだろうか、また他行にどれくらい入るだろうかということで、一応積算した結果が311万円ということになりました。これは1年間の振り込みの件数をいろいろ精査しまして、1年間でこれく

らいになるだろう。で、それを2分の1した金額で今回上げてるんですね。だから来年度以降の1年間分については、単純に考えればこの金額の2倍の金額をこちらは計上すると、そういった予定をしております。ただ今後、何かしらの手数料の有料化があればそれに幾らか加算をするような形になろうかと思えます。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

同じところでお伺いしたいんですけども、金融機関の事情も分かるんですけども、こういう形で自治体の事務も金銭的な負担が今後増えてくるのはもう間違いないという状況になるわけですけども、そうなった場合に、この分をもう町の必要経費だということで見えていくのか、それとも先ほど話があったようにちょっと住民負担の方に、ある意味言い方はどうか、転嫁していくべきかというのは、恐らく自治体間の首長でも考え方がいろいろまちまちになってくるんじゃないかなと思うんですね。自治体間競争もいろいろありますし、人口減少をとめるためにどういう住民サービスをするかというようなことで。ですから例えば隣町はもうこれは住民には負担を課しませんよ、一方こちらの町では少し負担を求めますよということになるのかどうかとか、その辺り今検討状況いかがでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

田中会計管理者。

**○会計管理者（田中一之君）**

ご指摘のとおり、今後この手数料の部分を住民の皆さんに転嫁するという自治体も出てくる可能性もございます。ただ現時点本町においては、その分をそれはもう自治体が負担すべき経費として、住民の方には今のところ負担する考えはございませんけれども、今後の情勢によってはその辺りも見直していく時が来るのではないかとということも念頭に入れております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで会計課の審査を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これで議案第44号令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）の審査が全て終了しました。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）の分割付託されました部分の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会はこれで終了です。皆さまお疲れさまでした。

（閉会 12時04分）